

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十一号の規定に基づき慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第五十条第十一号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十一号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品（昭和三十六年厚生省告示第十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年九月二十四日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 土屋 品子

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一～二十五 (略) <u>二十六</u> <u>ダリドレキサント</u> 、その塩類及びそれらの製剤 <u>二十七～四十三</u> (略)	一～二十五 (略) (新設) <u>二十六～四十二</u> (略)